

新潟県企業局管理規程第3号

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県企業管理者 稲 荷 善 之

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程

新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(設置)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 発電管理センターの所管する発電施設（高田発電所及び新高田発電所にあつては運転操作に関する事項に限る。）は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発 電 施 設</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>胎内第三発電所</td> <td>胎内市熱田坂</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>胎内第四発電所</td> <td>胎内市下荒沢</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発 電 施 設	位 置	(略)		胎内第三発電所	胎内市熱田坂	胎内第四発電所	胎内市下荒沢	(略)		<p>(設置)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 発電管理センターの所管する発電施設（高田発電所及び新高田発電所にあつては運転操作に関する事項に限る。）は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">発 電 施 設</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>胎内第三発電所</td> <td>胎内市熱田坂</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発 電 施 設	位 置	(略)		胎内第三発電所	胎内市熱田坂	(略)	
発 電 施 設	位 置																		
(略)																			
胎内第三発電所	胎内市熱田坂																		
胎内第四発電所	胎内市下荒沢																		
(略)																			
発 電 施 設	位 置																		
(略)																			
胎内第三発電所	胎内市熱田坂																		
(略)																			

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。